

クラス	505	担当教員	近藤 充代 <small>こん どう みち よ</small>
	テーマ	現代経済社会と消費者	
	著書・論文 研究課題等	「第3章特定商取引法」他、杉浦市郎編『新・消費者法これだけは』（法律文化社、2010年） 「消費者取引法の現状と課題」日本経済法学会編『21世紀の消費者と消費者政策』（有斐閣、2008年）など	

ゼミナール 概要

キーワード：消費者契約、消費者の権利、消費者法、消費者行政

<ゼミナールの目的>

消費者問題を題材として、①どのような消費者被害が発生しているのか（＝現状分析）、②被害発生の原因は何か（＝問題の背景の考察）、③被害にあった消費者を救済するためにはどのような手段があるか（＝問題の解決方法の検討）、④消費者被害を予防するために必要なことは何か（＝今後の課題の検討）について、調べ、分析し、議論して考える力を養っていきます。

<ゼミナールの内容とねらい>

現代の経済社会では、資本主義化のいっそうの進展にともない、消費者取引においても、単にモノだけでなく、サービス（例えば、英会話スクール、エステティックサロン等）や権利（例えば、スポーツクラブ会員権、リゾート会員権等）など、ありとあらゆるものが商品化され、取引対象となっています。また、それら多種多様な商品等を消費者に売るための販売方法も、昔からの店舗販売にとどまらず、訪問販売、キャッチセールス、アポイントセールス、テレビショッピング、インターネットショッピングなど、次々に新しい方法が考え出されています。売れるものは何でも売る！本来なら売れないものまで無理矢理売る！といった状況です。

しかも、架空請求のように何ら取引実態がないのに請求書を送りつけてくる悪質な被害も後を絶ちません。このように、利潤追及に突き進むそれらの企業活動の結果として発生する消費者被害は、きわめて多岐にわたり、かつ、複雑化しており、従来の法制度では十分に対応できない事態すらしばしば発生しているのです。

それでは、広範化し、複雑化し、深刻化しつつある消費者問題をどのように解決したらよいのでしょうか？もちろん、被害を受けた消費者を事後的に救済すること（消費者相談、クーリング・オフ権、裁判等）も必要ですが、それだけでは根本的な解決策とはなりません。消費者問題の生じてくる原因を構造的に分析し、把握し、消費者の権利を守るという視点から、企業に対する規制や消費者教育をも含めた広い意味での被害の事前防止システムを作っていく必要があるのではないのでしょうか。

ゼミナールでは以上のような視点で、消費者問題を広い視野から問題をとらえ、学んでいきたいと思えます。

<学習方法・計画>

2年生前期…消費者問題の概要を知ることにより主眼を置き、テキストに沿って学習を進めます。テキストの担当箇所を分担して報告してもらい、疑問点を出し合って議論します。

後期…前期の学習を継続すると共に、大学祭（2009、2010年度は名古屋市消費生活フェア）などに出展し、消費者問題の啓発活動を行うための準備を通して学習を深めます。最後に学習成果をまとめたレポートを作成します。

*また、消費者センターの見学や裁判所見学（裁判の傍聴）なども行います。

3年生前期…それぞれが関心を持った消費者問題のうち領域をしばって、より詳細で専門的な分析を行って報告してもらい、問題解決の方向について、皆で議論します。

後期…前期の学習を継続し、レポートにまとめ、ゼミ発表会などで研究成果を発表します。

4年生…卒業論文を執筆します。（20,000字程度）

使用テキスト	担当教員からのメッセージ
杉浦市郎編『新・消費者法これだけは』（法律文化社、2010年9月）	①どんな意見でも、自由に言い合える雰囲気を大切にしていきたいと思っています。 ②希望票には(a)現時点でどんな消費者問題について関心があるか？、(b)ゼミを通して学んでみたいこと、(c)どんなゼミにしたいか？、(d)自分はこのゼミに入ったらどんなことで貢献できるか？などについて、記入して提出してください。 ③入ゼミ希望者は必ず研究室を訪問して、事前相談、自己アピールをしてください。